

令和3年5月12日

## 緊急事態宣言が発令されました

瀬戸市教育委員会

新型コロナウイルスにつきましては、変異株の割合が上昇しています。変異株につきましては、従来株に比べ若年層への感染力が強い可能性があるとしており、児童生徒の感染予防意識を、より一層高めていく必要があると考えています。愛知県におきましては、緊急事態宣言が発令されましたので、宣言期間中は体育の授業中も運動を行っていないときはマスクを着用するなど対応を強化し、校内での感染拡大を防止してまいります。

最近の傾向として、家庭内での感染が顕著になってきました。家族の方からの感染を防ぐには、家庭での手洗いや換気を行うことが必要であると考えます。学校や職場だけでなく、家庭でも感染対策に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。



なお、本日の緊急事態宣言発令をうけて、学校における教育活動については、愛知県教育委員会の通知を参考にして、以下の「追加対応」を校長会議にて確認しています。

### 対応の要点

- (1) 同居家族に風邪症状が見られる場合、登校を控える。同居家族が濃厚接触者に特定された場合、当該家族の陰性が判明するまでは登校させない。
- (2) 遠足や、修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止または延期する。
- (3) 部活動について、児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、行わない。運動を行っていないとき、また部室においても、原則マスクを着用する。

今後も児童生徒が学校で感染することがないように努めてまいりますので、家庭での感染対策など、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。